

国住備第 639 号
令和 3 年 3 月 25 日

都道府県・指定都市
公営住宅主管部長 殿

国土交通省住宅局 住宅総合整備課長
(公印省略)

住まいに困窮する者の自立支援のための公営住宅の使用について

平素より、住宅施策の推進にご尽力いただき、御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響等に伴う離職、廃業や休業等による収入減少により住まいを失うおそれが生じている方をはじめ、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯など、住まいに困窮する者への支援が重要となっています。

支援に当たっては、公営住宅など住まいの提供と合わせて、見守りや就労等の支援を行うことが効果的であり、令和 3 年 3 月 16 日に決定された「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策について」（新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議）においても、公的賃貸住宅の空き住戸を NPO 法人等を使用させ、当該 NPO 法人等が住まいに困窮する方々にシェアリング等の形で貸すことで、就労等を見据えた自立支援を行う仕組みを創設すること等が盛り込まれたところです。

これらを踏まえ、今般、「公営住宅法第 45 条第 1 項の事業等を定める省令」（平成 8 年厚生省・建設省令第 1 号。以下「45 条省令」という。）を改正するとともに、NPO 法人等が公営住宅の空き住戸を活用して住まいに困窮する者への支援を行う場合の取扱いを、下記のとおり定めましたのでお知らせします。

事業主体におかれましては、地域の住宅事情や住宅確保要配慮者の状況等を勘案し、NPO 法人等と連携して、公営住宅の空き住戸を活用した自立支援を積極的に推進するようお願いします。

なお、貴管内の事業主体（指定都市を除く。）に対しても、この旨周知いただきますようお願いします。

記

1. 生活困窮者一時生活支援事業のための公営住宅の使用

公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号。以下「法」という。）第 45 条第 1 項では、

事業主体が必要であると認めたときは、国土交通大臣の承認を得た上で、公営住宅の管理に著しい支障のない範囲内で、公営住宅を社会福祉事業等に使用させることができることとされています。

今般、45 条省令が改正され、公営住宅を使用させることができる社会福祉事業等として、「生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 3 条第 6 項に規定する生活困窮者一時生活支援事業（同項第 1 号に掲げる事業に限る。）※」（以下、「一時生活支援事業」という。）が追加されました。これにより、法第 45 条第 1 項に規定する社会福祉法人等が一時生活支援事業を行う場合であって、「公営住宅法の一部を改正する法律等の運用について」（平成 8 年 8 月 30 日付住総発 135 号。以下、「運用通知」という。）第 6 の 1（3）の要件を満たす場合には、公営住宅を使用させることが可能であり、公営住宅を社会福祉事業等に使用させたときから一月以内に、別記様式又は運用通知別記様式 27 により、地方整備局長等に報告することにより、同条第 1 項に規定する大臣の承認があったものとして取り扱います。

なお、申請者が公営住宅を使用して行おうとする事業が一時生活支援事業に該当するか否かの判断や公営住宅を使用させる者の選定は、運用通知第 6 の 2 により福祉部局等と緊密な連携を図りつつ、適切に行うようお願いします。

※生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 3 条第 6 項第 1 号に基づき、一定の住居を持たない生活困窮者（就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者）に対し、3 か月（ただし、必要な場合は 6 か月）を超えない期間にわたり、宿泊場所の供与、食事の提供その他当該宿泊場所において日常生活を営むのに必要な便宜（衣類その他の日常生活を営むのに必要となる物資の貸与又は提供）を供与する事業

2. 居住支援法人等による支援のための公営住宅の使用

1. に掲げる社会福祉事業等以外であっても、事業主体は、公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22 条の規定に基づく承認を得た上で、当該事業を行う者に公営住宅を使用させることが可能です。

居住支援法人等と連携した住まいに困窮する者に対する支援を推進する観点から、以下の要件を満たす場合には、公営住宅を使用させたときから一月以内に、別記様式により地方整備局長等に事後報告することをもって、同条に規定する承認があったものとして取り扱います。

- （1）公営住宅を使用して行う事業が、住まいに困窮する者を入居させ、見守り等の自立支援を行うものであること。なお、入居する者は、公営住宅の入居者資格のうち、法第 23 条第 2 号に規定する住宅困窮要件を満たすものであること。
- （2）公営住宅を使用する主体が次のいずれかであること。

- イ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 40 条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人
 - ロ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人
 - ハ 特定非営利活動法（平成 10 年法律第 7 号）に基づき設立された特定非営利活動法人
 - ニ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 4 条に基づく公益認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人
- （3）当該事業が次の要件を満たすものであり、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で行われるものであること。
- イ 公営住宅の本来の入居対象者である低額所得者層への供給に支障が生じないこと。
 - ロ 事業の円滑な実施が担保されていること。
- （4）使用期間については、原則として一年を超えない期間を設定すること。ただし、地域の実情、事業主体における公営住宅ストックの状況等を勘案の上、住宅確保要配慮者に対する支援活動に係る使用期間の更新により継続して使用させる等弾力的に運用し、適切な期間とするよう配慮するものとする。
- （5）使用料については、近傍同種の住宅の家賃以下で、公営住宅の入居者に係る家賃と均衡を失しない範囲で、公営住宅の入居者家賃の決定に準じて適切に設定すること。

3. 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日より施行します。

別記様式

番 号
年 月 日

地方整備局長 殿

事業主体の長 氏 名

居住支援法人等による公営住宅の目的外使用の報告について

標記について、下記のとおり報告する。

記

公営住宅の目的外使用					備 考 (最近の応募倍率等)
団地名	使用する者	戸 数	開 始 年月日	使 用 期 間	

(参考)

○公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）（抄）

（社会福祉法人等による公営住宅の使用等）

第四十五条 事業主体は、公営住宅を社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業のうち厚生労働省令・国土交通省令で定める事業を運営する同法第二十二条に規定する社会福祉法人その他厚生労働省令・国土交通省令で定める者（以下この項において「社会福祉法人等」という。）に住宅として使用させることが必要であると認める場合において国土交通大臣の承認を得たときは、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該公営住宅を社会福祉法人等に使用させることができる。

2～4 （略）

○公営住宅法の一部を改正する法律等の運用について（平成 8 年 8 月 30 日付建設省住総発第 135 号住宅局長通知）（抄）

第 6 社会福祉事業への活用

障害者の地域における自立生活を支援することの必要性が強く求められるようになっている近年の状況を鑑み、公営住宅の管理に著しい支障のない範囲内で、事業主体が必要であると認めたときは、公営住宅を社会福祉事業に活用することができるものとする。

1 大臣承認について

次の(1)及び(2)についていずれかの要件に該当し、かつ、(3)の要件に該当する場合には、公営住宅を社会福祉事業に活用したときから一月以内に、別記様式 27 により都道府県である事業主体にあつては建設大臣に、市町村である事業主体にあつては都道府県知事を経由して建設大臣に報告することにより、法第四十五条第一項に規定する大臣の承認があったものとして取り扱う。

なお、都道府県は、管下市町村から公営住宅の社会福祉事業への活用について報告があり、その内容が次の基準に該当するものと認めたときは、速やかに、別記様式 28 により建設大臣あて進達するものとする。

(1) 対象となる社会福祉事業が次のいずれかであること

- イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 50 条の 3 第 1 項に規定する精神障害者地域生活援助事業
- ロ 精神薄弱者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第四条第四項に規定する精神薄弱者地域生活援助事業

(2) 公営住宅を活用することができる主体が次のいずれかであること

- イ 社会福祉事業法(昭和 26 年法律第 45 号)第 22 条に規定する社会福祉法人
- ロ 地方公共団体

- ハ 医療法人
- ニ 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 34 条の規定により設立された法人
- (3) 当該社会福祉事業への活用が次の要件を満たすものであり、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で行われるものであること
- イ 公営住宅の本来の入居対象者である低額所得者層への供給に支障が生じないこと
- ロ 事業の円滑な実施が担保されていること

2 事業主体と社会福祉法人等との連携について

事業主体は、公営住宅を社会福祉事業に活用するときは、福祉部局等との連絡を緊密にするとともに、社会福祉法人等に対して公営住宅の使用を許可する場合には、次の事項について条件を付す等、適切な運用を図ること。

- イ 公営住宅の使用目的、使用期間を記載した書面の提出
- ロ 書面記載事項に変更が生じた場合の変更内容の報告
- ハ 必要がある場合には、公営住宅の使用状況の報告
- ニ 近傍同種の住宅の家賃以下で事業主体が定める額の使用料の納入
- ホ 社会福祉法人等が当該公営住宅を使用して行う社会福祉事業の被援護者から徴収する家賃相当額を、当該社会福祉法人が支払う使用料以下にすること

3 広報について

障害者の地域における自立生活を支援するという今回の改正の趣旨に鑑み、また、公営住宅を活用した社会福祉事業が円滑に実施されるには、公営住宅の入居者を含め、地域住民の理解や協力を得ることが重要であるため、事業主体において積極的な広報に努めること。

○「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策について」(令和 3 年 3 月 16 日・新型コロナウイルスに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議決定)(抄)

II. 具体的施策

5. NPO等を通じた孤独・孤立、自殺対策等

- ・ 公営住宅や建替え予定等のUR賃貸住宅の空き住戸を、NPO法人等に対して定期借家等により低廉な家賃で貸与し、当該NPO法人等が感染症の影響により住まいに困窮する方々に、シェアリング等の形で転貸することで、就労等を見据えた自立支援を行う仕組みを創設する。また、NPO法人等が実施する住宅確保要配慮者に対する支援活動への補助事業につき、入居後の見守り等の支援活動を行う場合に補助上限を引き上げる。

○厚生労働省令第一号
国土交通省令第一号

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第四十五条第一項の規定に基づき、公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。
令和三年三月二十五日

公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令の一部を改正する省令

厚生労働大臣 田村 憲久
国土交通大臣 赤羽 一嘉

公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令（平成八年厚生省建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
（公営住宅法第四十五条第一項の事業） 第一条 公営住宅法（以下「法」という。）第四十五条第一項に規定する厚生労働省令・国土交通省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。 一 四（略） 五 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第三条第六項に規定する生活困窮者一時生活支援事業（同項第一号に掲げる事業に限る。）	（公営住宅法第四十五条第一項の事業） 第一条 公営住宅法（以下「法」という。）第四十五条第一項に規定する厚生労働省令・国土交通省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。 一 四（略） （新設）

附 則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

概要

- ・ 住まいに困窮する者を支援するため、NPO法人等が公営住宅の空き住戸を活用して、住まいの提供と見守り等の支援を行う際の大臣承認手続きを簡素化する。

簡素化の内容

【対 象】

- ①生活困窮者自立支援法(平成25 年法律第105号) 第3条第6項に規定する生活困窮者一時生活支援事業
- ②住まいに困窮する者を入居させ、見守り等の支援を行う事業

【実施主体】

居住支援法人、社会福祉法人、NPO法人 等

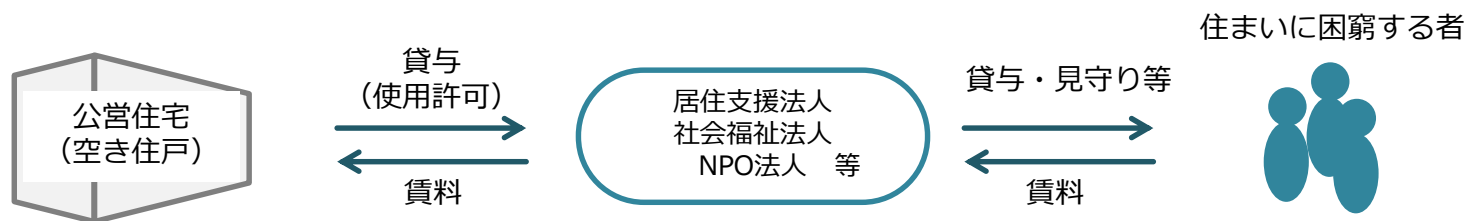
【承認基準】

- ・ 公営住宅の本来入居対象者である低額所得者層への供給に支障が生じないこと
- ・ 事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれること

等

【手続き】

- ・ 承認基準を満たす場合、一時生活支援事業等に活用した時から1ヶ月以内に、地方整備局長等へ報告する。



(参考) 「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策について」(令和3年3月16日・新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議決定)(抄)

Ⅱ. 具体的施策／ 5. NPO等を通じた孤独・孤立、自殺対策等

- ・ 公営住宅や建替え予定等のUR賃貸住宅の空き住戸を、NPO法人等に対して定期借家等により低廉な家賃で貸与し、当該NPO法人等が感染症の影響により住まいに困窮する方々に、シェアリング等の形で転貸することで、就労等を見据えた自立支援を行う仕組みを創設する。また、NPO法人等が実施する住宅確保要配慮者に対する支援活動への補助事業につき、入居後の見守り等の支援活動を行う場合に補助上限を引き上げる。